金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （資産運用高度化室等及び金融企画管理官等） | （資産運用高度化室等及び金融企画管理官等） |
| **第三条**　［略］ | **第三条**　［同上］ |
| ［２～５　略］ | ［２～５　同上］ |
| ６　社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。次条第二項、第四項、第八項及び第十八項において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。 | ６　社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。第四条第二項、第四項、第八項及び第十項において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。 |
| ［７～10　略］ | ［７～10　同上］ |
| （情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） | （情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等） |
| **第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、検査企画官一人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。 | **第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室及びマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室並びにマクロプルーデンス調整官一人、検査企画官一人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人及びサイバーセキュリティ対策企画調整官一人を置く。 |
| ［２～５　略］ | ［２～５　同上］ |
| ６　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十四項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。 | ６　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十六項において同じ。）の確保に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。 |
| ［７～９　略］ | ［７～９　同上］ |
| 10　経済安全保障室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。 | ［項を加える。］ |
| 11　経済安全保障室に、室長を置く。 | ［項を加える。］ |
| 12　金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号イ、ロ、リ及びヌに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 | ［項を加える。］ |
| 13　金融サービス仲介業室に、室長を置く。 | ［項を加える。］ |
| 14　貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 | ［項を加える。］ |
| 一　令第三条第一項第三十六号ハ及びニに掲げる者の監督に関すること。 | ［項を加える。］ |
| 二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。 | ［項を加える。］ |
| 15　貸金業室に、室長を置く。 | ［項を加える。］ |
| 16　フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 | ［項を加える。］ |
| 一　令第三条第一項第三十六号ホからチまでに掲げる者の監督に関すること。 | ［項を加える。］ |
| 二　電子記録債権の電子記録に関すること。 | ［項を加える。］ |
| 17　フィンテックモニタリング室に、室長を置く。 | ［項を加える。］ |
| 18～24　［略］ | 10～16　［同上］ |